

平成 21 年 10 月から出産育児一時金が変わります。

現在、国保加入者が出産した場合、出産育児一時金として 38 万円（産科医療補償制度の 3 万円を含む。）が支給されていますが、平成 21 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日までに出産された場合は支給額が 4 万円引き上げられ、原則 42 万円となります。

また、平成 21 年 10 月 1 日以降の出産からは、出産費用を支払う経済的負担を軽減するため、医療機関等が被保険者等に代わって直接保険者に請求し、それに基づいて医療保険者から直接医療機関等に出産育児一時金を支払う仕組みへ改められます。（『直接支払制度』。）

ただし、平成 21 年 9 月 30 日以前で出産された場合の出産育児一時金は、これまでどおり国民健康保険係での窓口で支給いたします。

【お問い合わせ先】 大崎町役場 保健福祉課 国民健康保険係 TEL 476 - 1111（内線 134）

家や倉庫等を取り壊したときは、必ず届け出を !!

今年取り壊した居宅や倉庫等、または昨年以前に取り壊しているが、まだ取り壊しの届け出をしていない家屋があれば、平成 21 年 12 月までに届出書（家屋滅失届：印鑑が必要です）を提出してください。届出書は、住民課税務係の窓口に準備してあります。

法務局で滅失登記をされた（される予定の）家屋につきましては、届け出をする必要はありません。

●現地確認を行います。

家屋滅失届をもとに現地確認を行います。確認後に課税台帳から該当家屋を削除します。

●年間の固定資産税額は変わりません。

年の途中で家屋の取り壊しがあっても、賦課期日が毎年 1 月 1 日となっていますので、本年度の固定資産税額は変わりません。滅失を届け出た家屋については、来年度以降に課税されなくなります。

家屋を新築・増築したら連絡を !!

今年建てた居宅や車庫・倉庫等がありましたら役場に連絡をしてください。車庫や倉庫なども固定資産税の対象となります。法務局で登記をされる物件につきましては、連絡の必要はありません。後日調査にお伺いさせていただきます。

●調査対象となる建築期間

平成 21 年 1 月 2 日から平成 22 年 1 月 1 日までに完成（登記）した家屋

●調査対象となる家屋

新築・増築された居宅及び車庫や倉庫など

【お問い合わせ先】 大崎町役場 住民課 税務係 固定資産税担当 TEL 476 - 1111（内線 116）